

**第2次観音寺市総合振興計画
後期基本計画策定方針**

令和3年10月

1 計画策定の背景

観音寺市は、平成 17 年 10 月に旧観音寺市、旧大野原町、旧豊浜町が合併して誕生し、新たな市が将来進むべき方向を示すマスタープランとして「新市建設計画」を策定しました。そして、この計画の内容を引き継ぎ平成 20 年 3 月には、まちづくりの根幹となる計画である、「観音寺市総合振興計画」（以下「第 1 次総合振興計画」という）を策定し、平成 30 年 3 月には、第 1 次総合振興計画の評価と分析を踏まえた、「第 2 次観音寺市総合振興計画」（以下「第 2 次総合振興計画」）を策定しました。

第 2 次総合振興計画では、将来都市像を、「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎときめき”の都市」と定め、基本的施策を示す「前期基本計画」と併せて市政運営の指針としてきたところではありますが、令和 4 年度で前期の計画期間を終えることから、引き続き令和 5 年度以降の 5 年間で取り組むべき基本的施策を示した、「後期基本計画」を策定します。

2 基本的な方針

現在、我が国の人口は減少局面に入っており、今後長期的な人口減少が避けられない状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会・経済システムが急速に変容する中で、目指す将来都市像を実現するには、本市を取り巻く社会環境を適切に捉え、持続可能なまちづくりを実践することが必要です。

「後期基本計画」の策定においては、「前期基本計画」の主要施策を踏襲しつつ、市を取り巻く社会情勢を反映させ、必要に応じた見直しを行います。

3 策定にあたっての考え方

（1）前期基本計画の実施状況及び社会状況の把握・分析

前期基本計画での主要施策実施状況や解消すべき諸課題、市を取り巻く社会情勢及び行政需要の変化を把握・分析し、これらの課題を認識したうえで、計画の策定を進めます。

（2）市民とともに作る計画

策定にあたっては、まちづくりについて幅広い年齢層の市民から意見を募り、官民が一体となって、計画の策定に取り組みます。

(3) わかりやすい総合振興計画

少しでも多くの市民が総合振興計画に関心を持ち、読んでいただけるように、前期基本計画の基本施策は踏襲しつつ、記載内容を絞り、簡素で手に取りやすい計画とします。また、要点を簡潔にし、見やすいレイアウトなどを採用することで、わかりやすい計画づくりを行います。

(4) 時代の変化に沿った計画策定

新型コロナウイルス感染症により、デジタル化の流れやライフスタイル、価値観の変容など、地域経済や市民生活など地域社会全体が大きな転換期を迎えているなか、これらの変化に沿った計画づくりを行います。

(5) 地方創生・SDGsの推進

人口減少への対応及び、地域活力の向上に向けて策定された、「第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、共通のビジョンを有していることから、整合を図りながら策定を進めます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）達成への取組と、地方創生の推進は、持続可能なまちづくりという点で、同一の方向性を持つことから、多様な項目の中から関連するものを取捨選択し、これを踏まえた計画づくりを行います。

4 計画の構成

(1) 「基本構想」 計画期間：10年間（平成30年度～令和9年度）

基本構想は、市の特性や市民の意識と期待、時代変化の方向等を総合的に勘案し、目指す将来都市像と、それを実現するための基本目標及び基本施策等を示すものです。

(2) 「基本計画」 計画期間：5年間（後期基本計画：令和5年度～令和9年度）

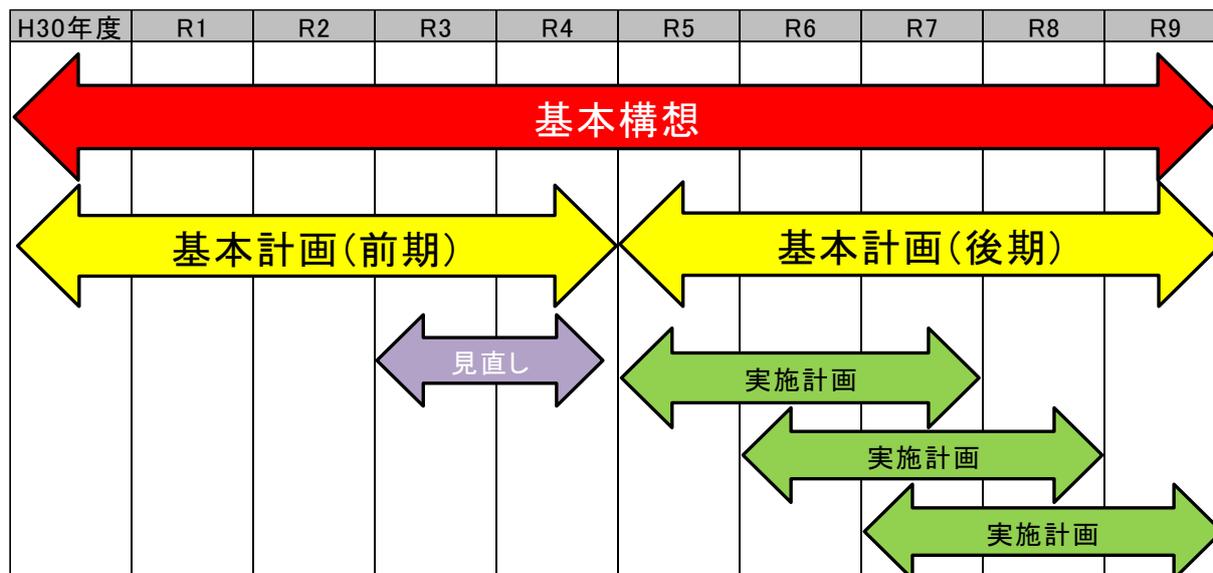
基本計画は、基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を体系的に示すものです。令和4年度にて前期計画期間を終えることから、市を取り巻く社会情勢の変化に沿った見直しを行い、「後期基本計画」を策定します。

(3) 「実施計画」 計画期間：3年間

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すものです。

3年間の計画を毎年度見直すローリング方式にて策定します。

《計画の期間》



5 策定体制

(1) 観音寺市総合振興計画委員会及び各部会

①観音寺市総合振興計画委員会（以下「委員会」）

総合振興計画の策定及び実施を円滑に推進し、並びに総合振興計画に関する重要事項の検討、協議を行います。

②各部会

委員会の所掌する事務のうち、部門別計画の策定及び部門別計画の策定に係る具体的な内容の検討、協議などを必要に応じて行います。

(2) 市民参画

計画策定にあたっては、前期基本計画の検証と新たなニーズを把握するため、市民意識調査の活用や、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施するほか、市

民代表からなる総合振興計画審議会にて、後期基本計画を審議します。

6 スケジュール

年度 月	令和3年度							令和4年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
委託業者の選定	←→																			
市民アンケート			←→																	
委員会	←→																			
審議会								←→												
各部会				←→																
基本計画(素案) 審議・検討				←→																
総合振興計画(後期企基本計画)の策定																			↕	